

月報

いしのまき

平成28年12月号

ハローワーク石巻
(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
TEL 0225-95-0158
FAX 0225-22-2442

一般職業紹介状況(28年10月内容)について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.89倍となり、前年同月比では0.07ポイント下回り、前月比では0.01ポイント上回りました。

【求人のおよす】

○ 新規求人数は1,982人で、前年同月比で6.1%減(前年同月差128人減)、前月比で、3.9%増(前月差74人増)となりました。

新規求人数を主な産業別で見ると、サービス業が237人で、前年同月比25.4%増(前年同月差48人増)などとなりました。

一方、製造業が277人で、同21.3%減(同75人減)、建設業が405人で、同12.7%減(同59人減)、医療・福祉が312人で、同10.1%減(同35人減)、卸売業・小売業が228人で、同13.0%減(同34人減)、宿泊業・飲食サービス業が131人で、同0.8%減(同1人減)などとなりました。

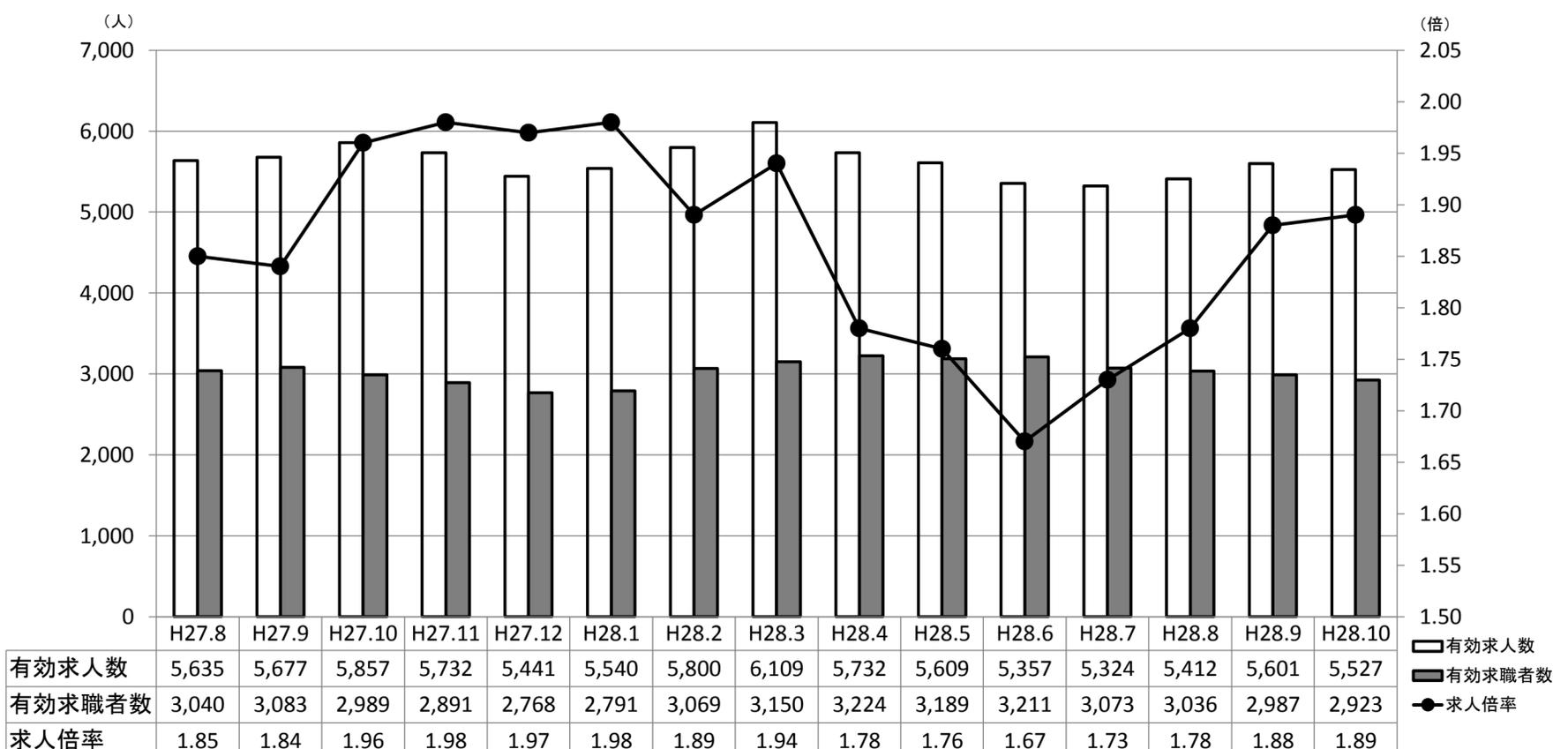
○ 月間有効求人数は5,527人で、前年同月比で5.6%減(前年同月差330人減)、前月比で1.3%減(前月差74人減)となりました。

【求職のおよす】

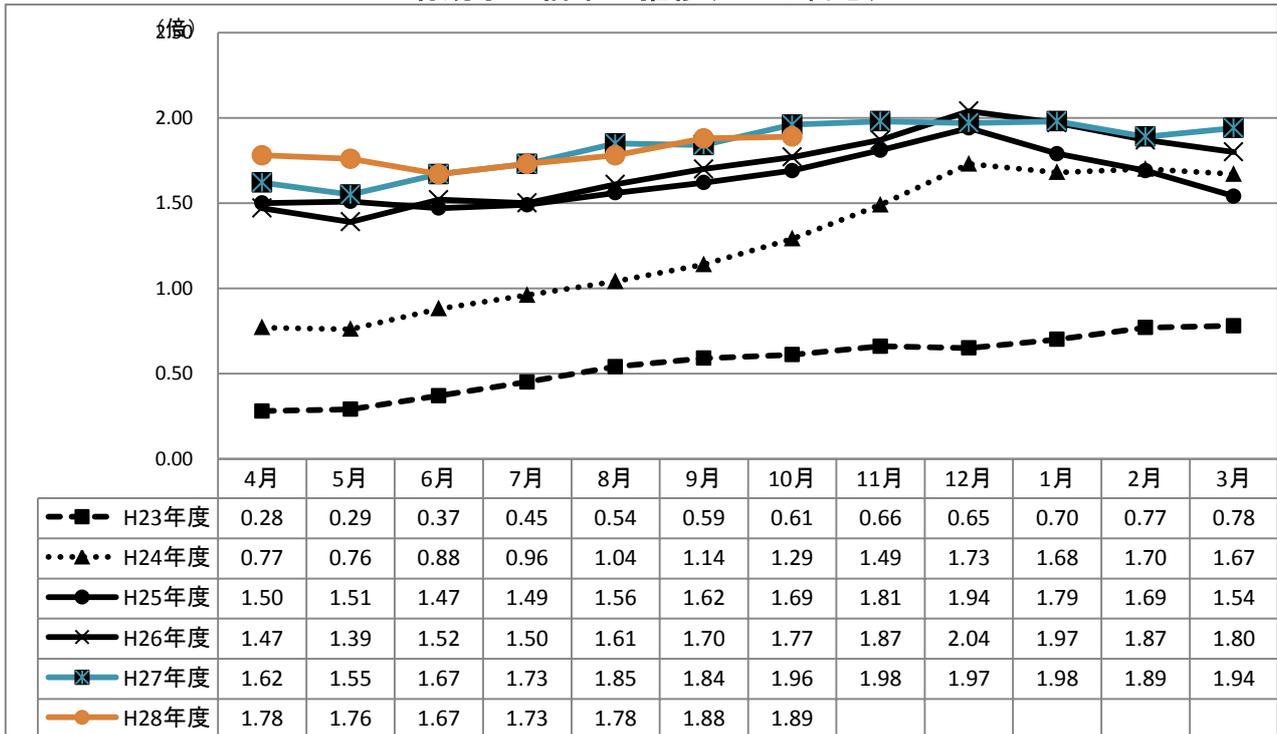
○ 新規求職者数は768人で、前年同月比で1.8%減(前年同月差14人減)、前月比で同値となりました。

○ 月間有効求職者数は2,923人で、前年同月比で2.2%減(前年同月差66人減)、前月比で2.1%減(前月差64人減)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,653人で56.6%、45歳以上54歳以下は589人で20.1%、55歳以上は660人で22.1%となっています。



有効求人倍率の推移(パート含む)



一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	1,982	*	*	3.9	▲ 6.1
月間有効求人数	5,527	*	*	▲ 1.3	▲ 5.6
新規求職者数	768	343	424	0.0	▲ 1.8
うち(保)	176	69	107	13.5	▲ 1.1
月間有効求職者数	2,923	1,300	1,622	▲ 2.1	▲ 2.2
うち(保)	999	384	615	▲ 1.6	▲ 3.6
求人倍率					
新規	2.58	*	*	0.10P	▲0.12P
有効	1.89	*	*	0.01P	▲0.07P
紹介件数	1,219	590	629	▲ 3.7	0.3
うち(保)	235	97	138	▲ 6.0	▲ 4.5
就職件数	410	189	221	▲ 2.8	▲ 3.8
うち(保)	100	35	65	5.3	22.0
新規就職率	53.4	55.1	52.1	▲1.5P	▲1.1P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	16	7	9	▲ 30.4	0.0
新規登録者数	8	1	7	▲ 11.1	33.3
就職件数	16	7	9	23.1	0.0
月末現在有効求職者数	309	102	207	▲ 9.1	▲ 4.6

雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
事業所関係	新規適用事業所数	18	*	*	38.5	20.0
	廃止事業所数	4	*	*	▲ 96.6	▲ 42.9
	月末現在事業所数	4,048	*	*	0.3	▲ 1.6
被保険者関係	資格取得者数	662	359	303	2.8	▲ 20.3
	資格喪失者数	630	347	283	▲ 5.1	▲ 19.7
	離職票交付件数	399	*	*	7.0	▲ 8.3
	月末現在被保険者数	44,689	26,369	18,320	0.1	1.2
給付金関係	受給資格決定数	207	75	132	13.7	▲ 0.5
	一般給付受給者数	626	241	385	▲ 1.3	▲ 3.4
	一般給付金額	65,350	28,703	36,647	▲ 5.0	▲ 10.4
	個別延長給付受給者数	3	3	0	200.0	▲ 50.0
	個別延長給付金額	291	291	0	66.3	▲ 27.8

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

魅力的な職場づくりを通じて優秀な人材の確保、職場定着をめざしましょう！！

ユースエール認定

ユースエール認定は国が認める認定制度です。

《ユースエール認定を》
《あと一歩で諦めていませんか？》

例えば、

- 年次有給休暇の取得が進まない！！
- 時間外労働の削減ができない！！など

《こんな方法があります》

働き方・休み方改善コンサルタントを使って
ユースエール認定！！

無料です

働き方・休み方改善コンサルタントとは

- ・労働時間等の改善に係るアドバイス
- ・年次有給休暇の促進に係るアドバイス
- ・働き方・休み方の改善の推進に係る援助等

お問合せ窓口

宮城労働局 雇用環境・均等室 ☎022-299-8844

メリット

ユースエール認定企業は

- ①公共調達において加点評価される場合があります。
- ②日本政策金融公庫が実施する融資において、金利の引き下げ対象となります。
- ③キャリアアップ助成金等の加算支給の対象となります。
- ④その他 企業PRや求人応募者数の増加など。

《「取り組まなければいけない」と思っているけど、
「取り組みの方法がよく分からない」という方へ》

働き方・休み方改善

ポータルサイトを活用して

働き方改革に取り組んでみませんか？

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善 ポータル

検索

企業向け・社員
向けの自己診断

働き方・休み方
に関する企業の
取組事例の検索

行政による働き方・
休み方に関する支
援施策等の紹介

働き方・休み方に
関するシンポジウム・
セミナー情報を紹介

各地域（自治体等）
による取り組みを
紹介

厚生労働省

「ハローワーク石巻 マザーズコーナー」のご案内



働く女性の場合、出産や子育てのため退職するケースが多く、いったん退職すると希望に沿った再就職が困難となります。今後、少子・高齢化による本格的な人口減少が見込まれる中、女性が労働市場へ参加することは重要であり、意欲と能力に応じた再就職の支援をしていくことが緊急の課題となります。

そのため、ハローワーク石巻では平成20年6月「マザーズコーナー」を開設し、子育て中の方（男性の利用も可）を対象に予約制・担当者制による職業相談、職業紹介、応募書類作成支援、セミナー開催、自治体の保育情報等を提供し再就職に向けた支援を行っております。

雇用保険の適用拡大等について

～ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります ～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

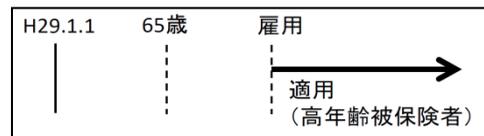
（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《 適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例 》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

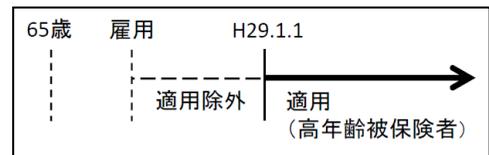
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。

